

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>職員の扶養親族たる者（条例第4条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第16条の3及び第17条において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに知事がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>条例第4条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに知事がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2. <u>条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</u></p> <p>（1） <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>（2） <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>（3） <u>その他知事が定める住宅</u></p> <p>3. <u>条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p>（1） <u>前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p>

2 条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舎とする。

3 条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用の直前の住居であった住宅（前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（介護休暇）

第16条の3 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、職員と同居している祖父母及び兄弟姉妹その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

別表第2（第14条、第14条の2関係）

組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	122,000円
	次長	8級	88,000円
	課長	7級	66,300円
		6級	62,200円
事務所	所長	7級	66,300円
		6級	62,200円

(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち知事が定める住宅 知事が定める者

4 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舎とする。

5 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用の直前の住居であった住宅（前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（介護休暇）

第16条の3 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、職員と同居している祖父母及び兄弟姉妹その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

別表第2（第14条、第14条の2関係）

組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	125,700円
	次長	8級	90,700円
	課長	7級	68,300円
		6級	64,200円
事務所	所長	7級	68,300円
		6級	64,200円

この規程は、平成22年1月1日から施行する。